

遊 漁 に 関 す る 法 制 度

公共の用に供する川や沼はみんなのものであります。しかし、魚を捕る際は、漁業の場合も、遊漁の場合も、**漁業法**^{*1}と**水産資源保護法**^{*2}及びこの二つの法律に基づいて定められている山形県漁業調整規則等の決まりを守らなければなりません。

これらの決まりは、魚を根こそぎ捕ってしまうような漁具・漁法を禁じたり、産卵期の魚を捕らないよう期間や区域を加えたりしています。

【漁業法^{*1}とは？】

漁業生産に関する基本的な制度や水産資源の保護、培養を図るための基本的な事項を定めた法律です。

漁業者が漁業を営む権利である**漁業権**^{*3}などについては、漁業法で定められており、後述する**漁業調整規則**^{*4}、**委員会指示**^{*5}、**遊漁規則**^{*6}等の根拠となっています。

【水産資源保護法^{*2}とは？】

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律です。

保護水面の設定や内水面におけるさけの採捕禁止のほか、水産資源保護のための措置や水産動植物の採捕に関する規制等の根拠を定めています

◇漁業権^{*3}とは？

県内には、特定の水面において排他的に漁業を営む権利である漁業権を設定している河川・湖沼があり、各漁協に対して免許をしています。また、免許を受けた漁協には、稚魚の放流や産卵場の造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられています。

◇山形県内水面漁業調整規則^{*4}とは？

山形県内の内水面で行われる水産動植物の採捕について、水産資源の保護、漁業調整に係る知事の諮問機関として内水面漁場管理委員会が設置されています。

内水面漁場管理委員会では漁業調整の円滑化や水産資源の保護などを図るため。水産動植物の採捕に関する制限や禁止等について指示を出します。

◇山形県内水面漁場管理委員会指示^{*5}とは？

漁業法に基づき、水産動植物の繁殖保護や漁場利用の紛争防止など漁業調整に係る知事の諮問機関として、山形県内水面漁場管理委員会が設置されています。

山形県内水面漁場管理委員会では、漁業調整の円滑化や水産資源の保護などを図るため、水産動植物の採捕に関する制限や禁止等について指示を出します。

◇遊漁規則^{*6}とは？

内水面の共同漁業権が設定されている区域では、各漁協が遊漁規則を定めています。このような区域内で遊漁を行う際は、漁協から遊漁証の交付を受けただうえで、遊漁規則に定めたルールに従って行わなければなりません。

遊漁規則（遊漁料金を含む）については、漁協が遊漁者を不当に制限しないよう、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて、知事が認可することになっています。

◎キーワード：「採捕」って、どういうこと？

漁業関係法規のいう「採捕」とは、自然状態にある水産動植物を**採取捕獲する『行為』**のことを言い、**たとえ 1 尾も釣れなくても『釣る』あるいは『釣ろうとする』**行為そのものが『採捕』にあたります。

《ルールの体系図》

